

広島地方裁判所委員会（第9回）議事概要

第1 開催日時

平成18年10月25日（水）午後1時30分～午後4時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室，304号法廷

第3 出席者

[委員] 岩倉広修，大迫唯志，小野増平，高橋正敏，竹内俊子，仲家暢彦，
橋野俊子，松浦正博，松村誠，山本秀樹，渡邊清

[事務担当者] 上田事務局長，寺崎総務課長，池田総務課課長補佐，河村
庶務第一係長

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，▲事務担当者。内容については別紙のとおり）

1 委員長開会あいさつ

2 報告事項

前回委員会後の主な広報活動について

3 裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換（法教育の観点から）

4 次回の意見交換のテーマについて

法教育について（特に，小学校における法教育について）

5 次回期日等

(1) 日時 平成19年3月1日午後1時30分

(2) 場所 広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

(別紙)

〈委員長あいさつ〉

(委員長より開催のあいさつがあった。)

〈前回委員会後の主な広報活動について〉

(事務局から前回委員会後の主な広報活動について説明が行われた。)

〈裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換〉

- 本日は、テーマに取り組む視点として、法教育について意見交換をしていただければと思っている。裁判所も含めた広島の法曹三者は、法教育に取り組み始めているが、今後、裁判所として、法教育という場面で何が可能なのか、何をすべきなのか、どのような活動ができるのか、ということについて御意見を伺い、裁判所や法曹三者の活動に活かしていきたい。

法教育とは何かということから議論を進めていきたいが、個人的な意見で構わないので、法教育としてこういう点がまだまだ足りないといった法教育への問題意識をお持ちの方は、それに拘わらず自由に御意見を出していただきたい。

なお、議論の参考として、法務省に設置されている有識者の研究会である「法教育研究会」でまとめられた法教育に対する意見をお示しする。

- 昨年の秋に、日本公法学会で、法学教育、法教育全般がテーマとなって報告、討論がされたが、その中で紹介されていたのは、日本での法学教育、法教育では、法の仕組みはこうなっているという理論的な教育が一般だけれども、ドイツの場合には実用性を重視しているということであった。ギムナジウム（中学、高校）段階での教育では、法

の仕組みというのはこうなっているんだということだけを教えるのではなく、困ったときにどうするかという形で教えられているということであった。

- 法教育を一般的に考えるときに、その対象者はどの辺りなのか、私としては、日本では、小学生、中学生くらいでの法教育が多少欠けているのかなという思いはある。社会人として生きていく上で、守らなければならないもの、約束事、そういうものが法律だと考えれば、その辺りの教育が少し欠けているのかなという気はする。
- 検察庁で行っている法教育の対象者としては、中学生、高校生ぐらいが中心か。
- 実際の対象者は中学生、高校生が多いが、私は、対象は法律専門家以外のすべての人だと考えている。一般の人たちの生活の中で、法律は常に何らかの機能を果たしている。その一般の人たちに、法律の意味とか解釈の仕方とか、なぜ法が必要なのか、なぜルールを守ることが必要なのかということ、専門家の立場から一般の人たちに分かりやすく教え、自分たちが法の中で生きているということや、法を守ることの必要性を理解してもらおうというのが法教育だと考えている。現実の対象としては、これから大人になっていく中学生、高校生等を対象としているが、それに限らず、例えば、老人会やPTAの団体、地域のサークルなどから法教育の依頼があれば、当然それもお受けする。
- 弁護士会はどういう層を対象にしているのか。
- 小学校については、法教育という形では関与したことは、多分ないと思う。中学校、高校が中心で、中学校の場合には、司法とはどんなものかというイメージで話をすることが多く、高校では、それに加えて消費者教育的な部分を取り入れた話が多いようだ。今、言われた一般の人たちについては、法教育というよりは、むしろ、個別に講演を

聞きたいという形で、例えば、相続の問題であったり、子供の問題、家庭の問題というようにリクエストに応じているという状況だろうと思う。

- 教育機関で、今どういう司法教育をしているのかという点について、委員のほうで、何か実情は把握されていないか。
- 公式なものではない点は御留意いただいた上で、学校での法教育の現状と、法曹三者で法教育を実施する余地があるかということについて言えば、小学校の学習指導要領では、国会の関連で、司法権、裁判所の働き、それらの基本的な仕組みや主な仕事について調べるとされており、教えるのは、それぞれの組織の基本的な事項にとどめられている。授業では、道徳の時間に決まりの大切さを教える、ルールが自分たちにどのような影響を与えるかを体験させる、そういったところに主眼を置いており、高度で抽象的なものは扱わないことになっており、所感としては、小学校での法教育はちょっと無理があるのではないかということであった。

中学校での学習指導要領では、少し具体化して、抽象的な理解にならないよう、裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して、法の大切さを理解させるとなっている。具体的な授業では、3年の公民的分野で年間85時間、司法権については3時間を、9月から10月ごろに実施しているようで、所感としては、非常に子供たちの関心は高いと思う。身近に感じさせることが必要なので、授業後に質問コーナー的な感覚で出前講座をしてもらうことは、非常に効果的ではないかということであった。祇園東中学校での模擬裁判も3年生の公民の時間でやったようである。

例年、2月ごろに年間のカリキュラムを立てるので、その頃に教育委員会に話をされてはどうかということであったが、総合的な学習の

時間には、司法分野はなじまないということであった。

高校も中学校を少し発展させた感じで、学習指導要領では、裁判の過程における裁判官とか検察官、弁護士の役割を通して、国民の権利、義務を保証する裁判制度の概要を具体的に理解させるとあり、具体的な授業では、3年生の政治経済で年間60時間、司法については1、2時間を12月頃までに実施するということであった。所感としては、法教育の必要性は感じているし、ニーズもあるが、政治経済の時間ではなかなか時間が取れないので、高校の場合は、総合的な学習の時間やロング・ホームルーム（年間30時間ぐらい）で取り扱うことは裁量の範囲だということであった。

高校についても、例年、2月ごろに年間計画を立てるので、その前に教育委員会に話をする余地はあるということであった。

- 非常に示唆に富む紹介をいただきありがたい。
- 先ほどの続きだが、こういう仕組みになっているという説明ではなくて、困ったときにどこから始めるのかという形での法教育が行われれば、法がもっと身近になる。自分の問題として考えることは、中学生の段階からできるのではないか。子供たちの関心を促すような形で、どうすれば問題を提起し、あるいは解決の方向性を探ることができるのかというような知識の付与が法教育として行われる必要があるのではないかと思う。
- 先ほど、小学校での法教育は無理があるのではないかという所感が紹介されたが、健康教育、特に禁煙についての教育を、小学校、中学校で行っている経験からお話しすると、一番反応がいいのは小学校4年生である。私の印象では、小学校4年生頃、10歳前後から、自分の身の回りのこと、社会のことに非常に関心度が高まってくることから、ドイツの例のように、日本の法教育も小学校の低学年、中学年から

らシステマティックに体系的にやっていく必要があると、改めて思った。

■ 事務局からの報告にもあったように、随分、小学生が出前講座や見学に参加しており、小学生の見学者に対する接し方という点での御意見などもいただければと思う。

● 法律というものに対する私のイメージは、あれをしてはいけない、これをしてはいけないというイメージである。先ほどのドイツの例では、実学的にこれを知っていれば得になるよ、これを覚えていれば自分の身を守ることができるよというように捉えていくようであるが、日本の場合は、法律というものは、あれをしてはいけない、これをしてはいけないという形で教えられてきているのではないだろうか。

● 以前、学生部という部署にいたとき、学生が、キャッチセールスにつかまるという事例が、多くはないけれどもあった。おそらく、小学校や中学校のときから、そういう問題があることは聞いていると思うが、結果的にそういう問題が起きてしまうということは、やはり、教育と実際が違うということではないかと思う。

困ったことになるよということを伝えても、そういう問題が起きるのは、学生のルールというものへの意識が希薄になっている現状があると思うので、そこを前提にして議論をする道もあるのではないか。

■ 弁護士会が行っている消費者教育は、そういう賢い消費者になろうということだと思うが、どうか。

● 高校、大学になると、賢い消費者になるためにというのが非常に教えやすいし、関心も強いところだと思う。

小学生にどういう形のものを教育するのか、いわゆるルールを教育するのか、それとも、例えば、困ったときにどこへ相談に行きなさいよということを教えていくのか、その辺りは、小学生のレベルとして、

なかなか難しいと思う。

時折、小学校から話があるのは、弁護士とは何ですか、検察官とは何ですかというような、職業的なところについての話であるが、いわゆる法という形でのアプローチが一番難しいところかなと思う。

- 騙されやすいというのは小さいときから法教育を受けておらず、法的なものを身近に感じてこなかったからではないかなと思う。どこに行ったらいいのか分からないというのは、大人になってからでも同じで、私たちは、消費者センターへ相談に行きましょうという話をしている。

やはり先ほどのドイツの例のように、小さいときから法的なものに触れていたなら、困ったときにはどこに言えばいいんだよというのが、身をもって分かってくるのではないかなと思う。

裁判所は、何か悪いことをしたときに行く所、裁かれる所、そういうイメージがあると思うが、そうではなくて、やはり私たちの身を守るところなんだよと、小さいときから体験してみるとということが非常に大切ではないかなと思う。

- 確かに、裁判員制度の出前講座に行っても、社会人の方々の一般的な反応というのは、世の中が法律で動いてるということは頭では分かっているけども、その法律というものはどういうものかと言ったら、難しいということで、拒絶反応があって、入っていけないと言われることが多い。

先ほどの委員が言われたように、小学生の段階だと、そういう偏見はないと思うので、法というのは社会を支えるルールであると同時に自分たち個人の生活を支える、守ってくれるツールでもあり、自分たちが使えるものなんだというところを、小さな頃からしっかり教えていくと、身近に考えてもらえるのではないかなと思う。

では、そうするにはどうしたらいいかということになるが、やはり、一般的、日常的に、小学校の過程からが大事かなと思う。もちろん、カリキュラムに入れるということは難しいだろうが、スポット的に、そういうイベントを、学校の自主的な裁量で実施する、あるいは我々法曹が出掛けて実施したり、地域と連携して実施したり、消費者団体と連携も考えて実施を働き掛けるということが考えられる。

米村でんじろうという人が物理の実験をすごく身近に、楽しく面白く教えてくれている。あるいは数学者の秋山仁という先生が数学の面白さをいろいろ語ってくれている。そういうのをテレビで見て、一般に難しいと思われているものの面白さを伝える材料を我々法曹が考え、工夫して、例えば、法律を知らないA君はこうでしたけども、知っていたB君は法律で守られて騙されなくて済みました、ということが実体験できるようなことも考えていかななくてはならないのかなと思っている。

- 私は、法教育よりも、道德教育というか、何が良くて何が悪いのかということを中心に体験、体感させてあげられるような、そういった教育が先に必要ではないかと思っているのだが、事件を起こさない社会作りという理想を持った上で法教育をしていこうとするのか、トラブルがあって、こんな方法がありますよ、あんな方法もありますよという方法論としてのテクニカルな法教育の話なのかということも、整理をしていくべきだと思う。

〈次回のテーマ及び日程〉

- 今いただいた御意見も踏まえ、今回は、小学校における法教育はどういうものがあり得るのか、それに対して、裁判所や法曹三者はどうコミットできるのか、その辺りの可能性を探っていき、法教育に関する

る基本的な問題と、小学校における法教育（小学生の見学者にどうフォローしていったら子供たちにとっていいことなのか、小学校で出前講座をやるとすればどういう形でやるのがいいのか等）を次回のテーマにしたいと思うが、いかがか。

委員了承

- 日程については、平成19年3月1日（木）午後1時30分からと
いうことでいかがか。

委員了承

以 上